

議員案第28号

「国葬」を行わないことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月8日提出

小金井市議会議員

古畑俊男

片山かおる

渡辺大三

森戸よう子

## 「国葬」を行わないことを求める意見書

2022年7月8日、安倍晋三元首相が、参議院選挙の街頭応援演説の最中に銃撃されて亡くなった。選挙活動中の政治家に対する銃器等を用いた襲撃は、いかなる理由であれ、民主主義に対する重大な脅威であり、絶対に許されない。

一方、岸田内閣は、9月27日に安倍元首相の「国葬」を行うと閣議決定した。1人の政治家の死を葬儀の場で悼むことは、主義主張に関わりなく行われて然るべきである。

しかし「国葬」の実施は、憲法14条が規定する法の下での平等に反する問題であるとともに、国民に対して特定の個人に対する弔意を事実上強制する契機となるものであり、国民の思想・良心の自由（憲法第19条）に違反するものである。

政府は「国葬」にする理由として、歴代最長の任期期間と、内政・外交での大きな実績を挙げているが、そもそも政治家に対する評価は、歴史的経過の中で主権者・国民が下すべきものである。

「国葬」を前にして、学者、弁護士会などをはじめ「国葬」に反対する国民の声が広がっている。どの世論調査でも反対が賛成を上回っており、国民の理解は得られていない。

そもそも「国葬」は、戦前、天皇や皇族とともに、天皇と国家に貢献したとされる、国家に偉勲ある者に対して、天皇から賜るものとして行われる儀式だった。

その根拠となる国葬令は、憲法に不適合なものとして、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第1条に基づき、1947年の終了をもって失効している。

その後、佐藤榮作元首相が死亡した際に「国葬」の実施が検討されたが、法的根拠が明確でないとする当時の内閣法制局の見解等によって見送られた経緯がある。

政府は、今回「国葬」を行う法的根拠について、内閣府設置法（1999年制定）第4条第3項第33号で内閣府の所掌事務とされている国の儀式として閣議決定をすれば実施可能との見解を示しているが、そもそも内閣府設置法は、内閣府の行う所掌事務を定めたもので、国の儀式に「国葬」が含まれるという法的根拠には成り得ない。法治主義を壊すものであり断じて許されない。

さらに、「国葬」の費用の財源は予備費から支出されるということだが、その経費を全額国費から支出することについて法的根拠がないばかりか、全体の費用さえ国民に明らかにされていないのは重大である。国会での議論も行われず、巨額の支出をすることは財政規律の観点からも許されるものではない。政府が国費を支出することは認められない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、法的根拠がない「国葬」の実施について撤回することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成 夫

内閣総理大臣 様

内閣官房長官 様